

△資源循環局関係

午後1時32分再開

◆（加納委員） それでは、平成25年度資源循環局の決算について順次質問をしてまいります。

平成25年度は、3R夢プラン第1期推進計画の最終年度かつ中期計画の最終年度として、ごみと資源の総量削減などの目標達成に向けて積極的な働きかけを行ってきたことと思います。そこで、まず初めに、平成25年度を振り返って局長の所感をお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） よろしくお伺いいたします。

非常に厳しい財政状況でしたが、徹底した経費の削減や業務の効率化を行うとともに、売電収入の確保等にも努め、市民生活に欠かせないごみの収集運搬、処理、処分を安全、安定的に実施してまいりました。また、多様化する市民ニーズに対応するため、ふれあい収集等を引き続き実施したほか、将来に向けて第5ブロック最終処分場の整備を進めるとともに、第2ブロック最終処分場の延命化に向けた高密度化実証実験等も実施いたしました。平成25年度はヨコハマ3R夢プラン第1期推進計画の最終年度であることから、よりわかりやすい啓発に取り組んだこともあり、ごみと資源の総量は前年度に比べて減少するなど、3R行動の浸透を実感した年でもございました。

◆（加納委員） 今御答弁いただきました中でふれあい収集の件がございましたので、まずこのふれあい収集について御質問させていただきます。ふれあい収集は平成16年度から始まった取り組みであり、平成25年度の対象件数は約5000件に上っており、多くの方々が利用されております。ふれあい収集は、平成22年度から収集時に安否確認も実施するなど、ごみ出しの機会を利用し、高齢者などが安心して暮らしていくために大変有効で大切な取り組みだと考えております。

そこでまず、安否確認はどのように行っているのか、お伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） ふれあい収集の申し込みでは、御本人やケアマネジャー、親族などから申請があった後、収集事務所が御本人のお宅を訪問し、収集曜日などを決めておりますが、その際に安否確認の御希望を伺っております。安否確認の具体的な方法ですが、収集時にごみが出されていない場合にインターホンなどで声かけを行い、応答がない場合は緊急連絡先となっているケアマネジャーや親族などに御連絡するなど適切な措置を講じております。

◆（加納委員） それでは、平成25年度にふれあい収集を行った回数と安否確認を行った回数についてお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 平成25年度は、対象者約5000件のお宅に1年間で延べ約37万回伺いました。これは1区1週間当たりの平均で約390回となっております。また、安否確認は把握している限りで1年間に約8000回実施しており、これはおよそ100回の収集につき2回の安否確認を実施していることとなります。

◆（加納委員） 大変大きな数字だと思います。ごみが出されていることを確認するだけでも安否確認の効果があり、多くの収集を行っていることで市民の安全、安心に大きく貢献していると思っております。しかし、事前に確認したところ、今御答弁いただいた報告に実は不備があった。局として全ての安否確認の実績を実は把握をしていないということが事前の調査でわかりました。

そこで、実績の把握についてどのような不備があったのか。また、再発防止対策を含めた今後の対応についてお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 安否確認そのものはこれまで確実に実施しておりますが、御指摘のとおり、事業の実施状況を把握し、分析するためには適切に実績を把握する必要がございます。安否確認の実施回数は毎月事務所から担当課に報告することになっておりますが、5つの事務所では、安否確認の結果、安全が確認されたことから、報告をせずにふれあい収集の作業を記録したものを処分し、また、担当課は報告漏れについて確認をしておりませんでした。これまで記録の作成や報告に関する規定は整備されておらず、各事務所が工夫をしておりましたが、今後は局として書式を統一し、保存年数を設定するとともに、確認に関する規定を設けるなど、適切に実績を把握いたします。その上で実施状況を分析し、市民ニーズに適切に対応してまいります。

◆（加納委員） つまり、局から各事務所にきちんと報告しなさいと、毎年毎回通知をして用紙までつくっている。それにもかかわらず、今言った、どこの事業所とは言わないけれども、ずっと黙認してしまっている。無視してしまっている。それを報告をいただいている局は、報告をくれと言ってもらっているにもかかわらず、何の確認もしない。報告が上がってきていることについて、ないことについてわかっているのに黙認してしまっているのだから。せっかくふれあい収集という事業を現場の人は一生懸命やっている。私も先日見に行きましたよ。それなのに、事業所、それから局、ここの認識が非常に薄い。無視とか黙認とかされている。これについてしっかりやってもらいたいだけでも、もう一度局長の見解をお願いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 実績報告を行っていなかった収集事務所にヒアリングを行いました。全ての収集事務所においてふれあい収集に従事した職員から安否確認を行った結果が報告されていたことは確認しております。ただ、局において確認をしていなかったという状況はございますので、今後について、先ほども申し上げましたとおり、書式の統一でございますとか、あるいは書類の保存年数の設定でございますとか、確認に関する規定を設けて適切に実績を把握した上で、さまざま状況について分析をいたしまして、ふれあい収集に関する市民ニーズに対して適切に対応してまいりたいと思います。

◆（加納委員） 次に、安否確認の結果、場合によっては救助を行うこともあると思います。そこで、これまでどのような救助事例があったのか、お伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 安否確認を開始した平成22年度から平成25年度末までに6件の救助件数がございます。救助事例といたしましては、収集にお伺いした際の庭先や安否確認のために玄関をあけた際に、利用者の方が倒れているのを発見し、ケアマネジャーや親族へ連絡した事例や、収集職員が救急車などを手配するなどした事例もございます。いずれも迅速な対応により大事には至りませんでした。なお、これら6件に携わった12名の職員については、局内の表彰制度でございます善行表彰と申しておりますけれども、この中で表彰しております。

◆（加納委員） そういういいシステムなのです。そういった意味ではしっかりと事務手続も含めてやっていただきたい。このことをお訴えしておきます。

そこで、今後、高齢化が進展することによって希望者は多分ふえてくると思います。今後増加する希望者にどのように対応していくのか、お伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 全ての市民の皆様がごみのごみで困らない住みよいまちを実現するため、収集作業のより一層の効率化を行うとともに、さらなるごみの減量化を進めることによる効率化も含めて、職員の力を結集し、全ての希望者に対応してまいります。

◆（加納委員） よろしくお願い申し上げます。

次に、職員の健康管理についてお伺いいたします。

毎回私どもは議会で資源循環局に関する交通事故専決処分報告を受けます。交通事故の発生原因は、運転者の過失や同乗者のミスなどさまざまあると思いますが、その背景として職員の健康状態にも大きな要素があると私は考えております。事故を減らし、信頼の持てる行政の推進のためには、職員一人一人の健康をしっかりと管理することが局の重要な役割であると考えます。

そこで、職員の健康管理について局長の所感をお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 職員が日々の仕事に生き生きと取り組み、市民の皆様に寄り添い仕事を進めていくためには、心身ともに健康で安心して働ける職場づくりが大切です。多くの現場を抱える資源循環局にとって職員の健康管理は重要であると考えております。

◆（加納委員） それでは、平成 25 年度職員の健康管理についてどのような事業を行ったのか、お伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 全職員対象の一般健康診断は総務局が実施しておりますが、当局が実施している特別健康診断や作業環境測定のほか、事業所安全衛生委員会の設置、総務局と連携して各事業所での産業医による職場巡視、衛生管理者の配置等を実施しております。

◆（加納委員） 今御答弁いただきました特に産業医の職場巡視、これは大変大きな役割を果たしていると思います。そこで、産業医の法的な役割と資源循環局での選任状況についてお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 産業医は、労働安全衛生法第 13 条の規定により、法定事業場において労働者の健康管理等を行うものとされております。また、当局においては、同法施行令第 5 条に規定する常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は 19 事務所、4 工場及び松村ビルの合計 24 事業所でございますが、それぞれの事業所に産業医を選任しております。

◆（加納委員） 今の労働安全衛生法第 15 条には、今答弁がありましたが、常時 50 人以上の事業所では、産業医による職場巡視を毎月 1 回以上実施することになってはいますが、そこで、平成 25 年度の産業医の職場巡視の実績についてお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 産業医の職場巡視の対象職場であります 24 事業所のうち、10 の事業所は毎月 1 回実施をいたしました。14 の事業所では一部未実施の月がございました。

◆（加納委員） 局長、一部未実施というのは違法ではないのですか。法令的にいったらどうでしょうか。

◎（葛西資源循環局長） 御指摘のとおり、労働安全衛生規則第 15 条の規定により、産業医は少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視することになっております。今後は法令に則して実施をまいります。

◆（加納委員） 特に資源循環局の本局、いわゆる松村ビルですよね。これはずっと違法ですよ。たしか平成 25 年の 7 月からやっと職場巡視が始まったのではないですか。確認してください。

◎（葛西資源循環局長） おっしゃるとおりでございます。松村ビルは平成 25 年 7 月から職場巡視を実施しております。

◆（加納委員） ですから、その前は違法ですかと聞いているのです。

◎（葛西資源循環局長） 法令の定めのとおりではなかったということでございまして、今後は法令に則して実施をしてまいります。

◆（加納委員） 違法ですよ。産業医の職場巡視が行われると、必ず職場巡視記録が作成されます。しかし、この職場巡視記録の作成や手続にさまざまな不備が見られ、問題があると思っております。職場巡視の未実施もそうですが、職場巡視記録に不備があること自体が、局も事業所も職場巡視に対する認識が足りないと言わざるを得ません。局はこのような現状をしっかりと把握し、同じことが繰り返されないように事業所に的確な指示を出して適正化すべきと考えます。

そこで、局で作成した職場巡視記録にさまざまな不備がありますが、それを把握しているのか。また、そのことについて局長の見解をお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 職場巡視記録の実施日欄の記載ミスや巡視者欄に欠席者を記載しているなどの事例がございました。記録を正確に作成するという点において認識が甘かったと考えております。今後このようなことがないように対応してまいります。

◆（加納委員） この巡視記録というのは公文書なのだよ。今あったように、この巡視記録を書いたら、産業医の確認をした上で職員課に提出しなさいと言われていたのに、ほとんどが確認されていないではないですか。それから、いわゆる安全委員会と別な会合に産業医が出席したということで巡視したことになってしまっている。それは記録を出されて巡視されていましてということになってしまっている。さらに、産業医がいないのに、産業医の名前を勝手に書いて、さも産業医が巡視したように書かれている。これは直すように言ったけれども、どうなっていますか。

◎（葛西資源循環局長） 今御指摘いただいた事例についてはまことに不適切な事例でございまして、これらについては全て修正をいたしております。

◆（加納委員） 曜日も違うよ。それから巡視していないのに巡視してあるような曜日が書かれているし、産業医が行っていないのに産業医の名前を書いて、さも産業医が回ったような記録をされている。しかも、産業医がいないのに、ほかの人の名前で巡視記録が書かれて、それが記録簿として適正化されているのだよ。しかも、それは現場がそうなっているにもかかわらず、それを局が吸い上げているにもかかわらず、局はそのことを全くチェックしていない。さらに、その局から総務局の職員健康課に全部集約されるのに、総務局の職員健康課も全く認識していない。黙認している。副市長、この実態をどう考えますか。

◎（鈴木副市長） 冒頭から委員御指摘のように、この産業医というのは、我々というか、全ての職員が心身ともに健康な状態で仕事をしていくために必要不可欠な非常に重要な役割を担っていると思っております、その業務を進めるベースとして、こういった記録については正確にきちんと整理をしていくというのはある意味では当然のことであると思っております。今、委員御指摘の点を踏まえまして、これについてはやはり今後徹底をしていかなければいけない課題だと思っておりますので、局のほうにも適切な対応、指示をしてまいります。

◆（加納委員） 確認です。職場巡視について今後どのように考えているのか、局長に伺います。

◎（葛西資源循環局長） 委員御指摘のとおり、職員の健康と安全を確保するために産業医による職場巡視は大変重要でございまして、毎月確実に実施をし、正確な記録を残すということが職員の健康管理につながると思います。今後、局といたしましても、この認識の上に立ちまして、各職場に対して職場巡視やその記録の作成を適正に行うように厳正に周知、指導してまいります。

◆（加納委員） 職員の健康管理からしたら非常に大事な点ですから、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。
一方で、現在、横浜市には常勤の産業医が選任されていないのです。資源循環局も、先ほどから言つたように、総務局職員健康課と連携して職場巡視を実は行つています。したがつて、職場巡視をより実効性のあるものにしていくためには、常勤の医師が産業医を務めるべきと実は私は考へているのです。

そこで、横浜市として常勤の産業医を置くことが必要と考へますが、副市長、これについて統括して御見解をいただけないでしょうか。

◎（鈴木副市長） 先ほども申し上げましたように、産業医が果たす役割は極めて重要と考へております。現在、委員御指摘のように、本市及び外部の産業医が分担をして効率的に業務を行つているところでございます。今後とも医師が本市のさまざまな職場や業務について一定の理解を持つていただきながら、安定的、継続的に職員の健康及び安全管理を推進できるように取り組んでまいります。

◆（加納委員） 常勤化することは非常に大事なので検討してください。職員も健康を適正に管理し、推進できるように、産業医の職場巡視をしっかりと充実させていただきたいことをもう一度お願ひしておきます。

次に、職員の健康管理には喫煙対策とアルコール対策が重要だと考へています。特に資源循環局は市長部局の中で喫煙率が一番高いと伺つております。

そこで、平成 25 年度の職員の喫煙率とそれに対する局長の所感についてお伺ひいたします。

◎（葛西資源循環局長） 資源循環局職員の喫煙率でございますが、平成 25 年度では 38%でございますが、市長部局の平均の 17.9%と比較いたしますと、20 ポイント以上高い喫煙率となっております。職員の健康増進と適正な執務環境の整備の観点から、禁煙対策、受動喫煙対策を局として取り組んでいく必要があると考へております。

◆（加納委員） そこで、平成 25 年度の局の喫煙対策に対する取り組みについてお伺ひいたします。

◎（葛西資源循環局長） 当局のこれまでの対策でございますが、受動喫煙防止や喫煙マナーの意識向上を目的として、庁舎内での指定喫煙場所の設定、公用車内の禁煙及びマナー向上や禁煙のチラシ配布などを実施してまいりました。

◆（加納委員） この 4 月から公用車の中で喫煙してはいけないというふうになつてきたけれども、喫煙率の高さは、喫煙しやすい環境、たばこを吸いやすい環境が原因の一つだと言われています。そこで、受動喫煙対策について本市の取り組み状況をどのように認識されているのか、局長に再度伺ひます。

◎（葛西資源循環局長） 平成 25 年 3 月の横浜市健康管理医、産業医による勧告に基づき、本市といたしまして受動喫煙対策や職員の禁煙支援に取り組んでおり、当局といたしましても着実に取り組みを進めていく必要があると認識をしております。

◆（加納委員） 私は、本年の予算のときに、予算特別委員会交通局審査で、やはり同じように、横浜市全体の受動喫煙のことについてお訴えをしながら、現場の第一線である事業所、営業所に行つてみたら、自動販売機は置いてあるわ、いわゆるたばこは害ですというところに自動販売機が置いてあったり、受動喫煙禁止ですという横に自動販売機が置いてあったり、さまざまあつて、交通局の皆さん方に御理解をいただいて、この 1 年間で何とか皆さん方の現場での意見交換をしながら、二見局長みずから先頭に立つて自販機について撤去していく、このようなことの御答弁をいただきましたけれども、その後、佐藤副局長にたまたま会つて、佐藤さん、多分資源循環局に質問することはないと思うけれども、もしあつたらこういうことを質問するから、今のうちに調べて対応してねと言つてい

たら、きょう質問することになってしまった。そこで、先日ずっと回ってきたら、自販機を設置しているところはあった。しかも分煙室で、なおかつ喫煙室内に鎮座ましまして。したがって、そこで、たばこの自動販売機の撤廃を私はすべきだと思う。なぜかという、皆さん方は喫煙禁止地区の取り締まりまでやっているのだから、皆さん方がむしろ率先垂範すべきなのだよ。だから、そう考えると、このたばこの自販機の撤廃を考えますけれども、今後の対応についてお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 事前にお話をいただいたということもございますけれども、現在は4事務所に4台設置をしてございます。この4台のたばこ自動販売機は、1台は10月末に、残りについては今年度末までに撤去してまいります。

◆（加納委員） さらに推進してください。

そこで、先ほど局長がおっしゃった横浜市産業医から平成25年3月27日に受動喫煙防止対策について勧告が出ている。その勧告の中身について、ポイントだけで結構ですから、確認のために御答弁いただけませんか。

◎（葛西資源循環局長） 勧告の中身でございまして、横浜市職員の健康保持増進に向けた今後の取り組みについてということでございまして、その中で受動喫煙対策の推進についてが取り上げられております。その中では、受動喫煙の機会を低減する職場環境づくりの取り組みを進めることが効果的であるということで、庁舎の全面禁煙に向けた検討を事業主の責任において進めることを勧告しているものでございます。

◆（加納委員） 1人ではできないから職場全体でやりましょうよということだとか、本市は平成17年、平成18年から庁舎は全面禁煙なのだよ。でも、さまざまな理由があつて分煙したりいろいろしているけれども、自動販売機なんて本当にもってのほかだと僕は思っているのだけれども、喫煙室そのものがあること自体だって、この勧告からしたら違うのですよと。だから、一気にとは言わないけれども、今後、勧告を踏まえて各事業所で検討してもらいたいと思うのです。そこで、この勧告を踏まえた喫煙率を低減するための実効性のある対策を局としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 喫煙及び受動喫煙による職員の健康被害を低減し、健康増進と執務環境の適正化を推進するため、今後、庁舎内喫煙場所の廃止や積極的な禁煙の呼びかけなどに取り組んでまいります。

◆（加納委員） 副市長、同じように、本市全体もそうですけれども、今担当されている資源循環局の状況から考えて、この勧告と申し合わせて副市長の御見解をいただければと思います。

◎（鈴木副市長） 今、全市的には市職員のたばこによる健康被害の防止ということで取り組んできているところでございます。その中で特に資源循環局は喫煙率が高いという数字もございまして。そういう中で、今、局長が答弁申し上げましたように、やはり職員の健康増進という観点から喫煙率低減に向けて実効性のある対策をとっていただくということでございまして、私もそこは一緒になって取り組ませていただきたいと思います。

◆（加納委員） ぜひ職員の健康管理という、吸っている人の健康管理も含めて考えていただきたいと思います。

次に、職員のアルコール対策について若干聞かせていただきます。

資源循環局は、収集車の運転業務などがあることから、職員を交通事故の加害者や被害者にならないためにも、このアルコール検査、検知に取り組んでいますけれども、大変重要なことと思います。そこで、これまでの職員のアルコール対策の取り組みについてお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 一般定期健康診断の結果により、アルコール性の所見が認められた職員には、健康管理等

による生活改善指導を受けさせるなどの対応をしております。

◆（加納委員） それでは、これまでアルコールが検知された職員はいたのか。いた場合、その対応はどうされているのか、お伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） アルコールは検知について事務局で行っているわけでございますけれども、道路交通法上は、呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上を違反としておりますが、当局では0.1ミリグラム以上を検知するように設定をしております。検知をした件数は平成25年度以降12件となっております。検知された職員は、運転業務から外して他の業務に従事をさせたり帰宅させるなどの対応をするとともに、上司により再発防止の指導を行っております。

◆（加納委員） 道路交通法違反の0.15ミリグラム、3年間の数字を教えてください。

◎（葛西資源循環局長） 呼気中に1リットル当たり0.15ミリグラム以上のアルコール濃度検知による指導件数ですが、平成24年度は6件、平成25年度は1件、平成26年度はこれまでに5件となっております。

◆（加納委員） 0.15ミリグラムといったら道路交通法で酒気帯びですよ。これ以上言わないけれども、何人か帰したらしいけれども、聞いたら、車通勤ではなかったからよかったけれども、どうかしっかりと進めていただきたい。

ここまで職員の健康管理の重要性についてやりとりをしてきました。職員の健康管理は地味な業務かもしれませんが、大変重要なことだと思っております。資源循環局の基本計画の中にぜひ職員の健康管理をきちんと位置づけていただきたいとも考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に神明台処分地の跡地利用についてお伺いいたします。

廃棄物最終処分地である神明台処分地は、横浜スタジアム約20個分の面積を有し、平成22年度に埋め立てが終了し、平成25年度で法の定める土で覆う作業は終了していると認識しております。これだけのまとまった土地は市内でも数少ないものであり、その跡地利用は周辺区民にとって関心事となっております。

そこでまず、神明台処分地の現状についてお伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 平成22年度までに埋め立てが終了した部分については、ただいま委員おっしゃっていただきましたように、平成25年度まで表面を土で覆う作業を終了し、平成26年度から排水処理施設への負荷を低減するための雨水表面排除を行うとともに、神明台処分地全体について、廃棄物からの浸出水の浄化、ガスの発生の監視、地盤沈下の状況の確認等を行っております。また、地盤の安定した一部につきましては、スポーツ施設や他目的の広場などとして暫定開放を行っております。

◆（加納委員） 局長、今御答弁いただいた暫定開放されているスポーツ施設、これについて、改めてより具体的な確認をしたいと思っておりますけれども、施設の概要及び利用状況と今後暫定利用が可能と考えられる面積についてお伺いをいたします。

◎（葛西資源循環局長） スポーツ施設といたしましては、軟式野球場、サッカー場及びミニサッカー場として暫定開放しております。利用可能な日の利用状況は、平日を含めた全体の利用率は約68%、土日祝日の利用率は約95%となっております。今後、暫定利用が可能と考えられる面積は、既に緑地となっている部分、あるいはごみの中継輸送施設等の局利用部分等を除いた10.5ヘクタールでございます、これは横浜スタジアム約4個分となります。

◆（加納委員） 実は私は瀬谷区なのでございますけれども、瀬谷区、そして旭区、泉区は、ことし深谷の米軍基地が返還さ

れて、また来年は上瀬谷の米軍基地が返還されます。実はそのことで、今後、少年野球だとか数多くのスポーツ団体の活動場所が減ってってしまうということで、私どものほうにも、何とか代替地はないかというようなことも含めて大変多くの要望があります。これはもう新聞報道でもさまざまされておりますけれども、一方で神明台処分地の暫定利用検討には、局事業の調整だとか、区との調整、そしてまた地域の皆様方の御意見をお伺いするなどステップを踏む必要があると私も承知はしております。また、暫定利用の可能な土地にもこの前行ってきました。久しぶりに神明台に行ってきましたけれども、段差やのり面があったり、不正形であったり、地盤沈下のおそれなくなるまである一定の期間がかかると、こういう課題もあることは承知をしています。その上で、仮に暫定利用可能と考えられるところは、単純計算で例えば軟式野球場何個分に当たるのか。いかがでしょうか。

◎（葛西資源循環局長） 利用可能な面積は先ほど横浜スタジアム4個分と申し上げましたが、これは単純計算をいたしますと、現在、暫定開放している軟式野球場の18個分に当たります。

◆（加納委員） 例えば先ほどあったサッカーだとか、こういったことについてももしわかったら教えてください。

◎（葛西資源循環局長） あくまでも周辺道路を考慮せずにコート面積で単純計算ではございますけれども、サッカー場ですと14個分、ミニサッカー場ですと22個分、フットサルコートですと74個分に当たります。

◆（加納委員） ことしから平成29年度までの4カ年を計画とするヨコハマ3R夢プランの第2期推進計画が始まっています。この計画においては神明台処分地の暫定利用は検討と推進とされていますね。これらを踏まえた上で早急に、先ほどの条件はわかっていますけれども、スポーツ施設などの暫定利用を促進すべきと考えますが、そこで、今後の跡地利用についてどのように考えていくのか、お伺いいたします。

◎（葛西資源循環局長） 神明台処分地は、廃棄物処理法で定める廃止の基準を満たすまで廃棄物最終処分場として適正に維持管理をしていくことが求められており、廃止まで相当の期間を要するものと想定をしております。暫定利用につきましては、最終処分場の維持管理とのバランスを考慮し、周辺区と調整の上、地域の皆様方の御意見を伺いながら、さまざまな角度から検討を行ってまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 新聞報道でさまざま周辺で基地の問題が言われています。大変多くの皆さん方がお困りになっている。ことし6月、来年の6月といっても、暫定的に1年、2年たってしまうようなことも話が一方でされています。どうか平成29年度という流れの中で速やかに進めていただきたい。本来は平成22年から平成25年の第1期中で進めていなければいけなかったのです。きょうは時間がないから言わないけれども、そのことが進められていないがゆえに、今こういったような状況になっているということを御認識いただいて検討していただきたいと思っております。

以上です。
